

# 定 款

株式会社ハイパー

# 株式会社ハイパー定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社ハイパーと称し、英文では HYPER Inc.と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営む事を目的とする。

1. コンピュータ、コンピュータソフトウェア及び各種通信機器並びにそれらの周辺機器の企画、開発、製造、販売、輸入、賃貸、設置、管理及び保守
2. コンピュータシステム、プログラム及びサーバーシステムの企画、開発、設計、構築、賃貸借、販売、輸入、設置、管理及び保守並びにそれらの受託及びコンサルティング
3. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
4. インターネットに関する総合コンサルティング業務及びインターネットを利用した各種情報提供サービス
5. インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業及びホームページの企画立案、制作及び保守に関する業務
6. 電気通信事業に関する企画及びコンサルティング
7. 家具、什器備品、化粧品、食料品、日用雑貨品、植物、玩具、書籍、文房具、事務用品の企画、販売及び輸入
8. 家庭用電気製品の販売及び設置・保守
9. 労働者派遣事業、人材紹介業及びコンサルティング業務
10. 障害者支援及び児童福祉に関する事業
11. 教育及び社会体験に関する事業
12. 健康、生活、福祉及び介護に関する相談及びコンサルティング
13. オフィス及び店舗のデザイン、設計、施工、監理及びコンサルティング
14. 建築工事、電気工事、内装工事、電気通信工事の請負・設計及び管理並びにオフィス家具の組立て・施工
15. 広告業及び印刷・出版業
16. 損害保険代理業、生命保険募集業、旅行業及び労働者派遣業
17. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、鑑定並びに管理業及び駐車場の経営
18. 運送業及び倉庫業に関する事業
19. リサイクル、買取り、廃棄処理及び古物の売買業
20. 食品の製造、加工、販売及び在宅配食サービス並びに飲食、食料品販売店の経営
21. データセンター運用事業並びにこれに付帯するハードウェア及びソフトウェアの販売及び貸与等の事業
22. 発電及びその管理・運営並びに売電に関する事業
23. 各種マーケティング業

- 24. 投資並びに投資顧問業
- 25. イベントの企画・運営
- 26. 収納代行業務、集金及び支払代行業務
- 27. リース、レンタル及びその代行業務
- 28. 経営に関するコンサルティング
- 29. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、26,400,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第8条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権の行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

### (議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集しその議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

### (電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### (決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (取締役会の設置)

第16条 当会社は、取締役会を置く。

### (員数)

第17条 当会社の取締役は10名以内とする。

### (選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第19条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (監査役及び監査役会の設置)

第26条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

#### (員 数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

#### (選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (任 期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### (常勤の監査役)

第30条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

#### (監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### (監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

#### (監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の設置)

第34条 当会社は、会計監査人を置く。

#### (選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

(事業年度)

- 第37条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、毎年12月31日を決算期とする。

(剰余金の配当)

- 第38条 剰余金の配当としての期末配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

- 第39条 当会社は、取締役会の決議により毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除外期間等)

- 第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息をつけない。

### 附則

1. 本定款は平成2年5月18日から施行する。

平成5年 2月18日改定・実施  
平成11年 5月28日改定・実施  
平成15年 5月26日改定・実施  
平成15年 8月22日改定・実施  
平成16年 3月30日改定・実施  
平成17年 3月29日改定・実施  
平成17年 8月25日改定・実施  
平成17年12月 5日改定・実施  
平成18年 3月30日改定・実施  
平成19年 3月29日改定・実施  
平成21年 8月18日改定・実施  
平成22年 3月25日改定・実施  
平成22年 7月 1日改定・実施  
平成26年 3月25日改定・実施

平成28年 1月 1日改定・実施  
平成28年 3月24日改定・実施  
平成30年 7月 1日改定・実施  
2022年 6月21日改定・同年9月1日実施  
2025年 3月27日改訂・実施

#### 附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第1条 定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正改定の施行である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- 3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過し日のいずれか遅い日後にこれを削除する。